

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号
過少申告加算税賦課決定処分取消等請求上告受理申立事件
国側当事者・国
平成20年11月28日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事件に当たらないとして、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年2月7日判決、本資料258号-31・順号10889)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年7月23日判決、本資料258号-136・順号10994)

決	定
申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	三上 寛治

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年11月28日
最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官 中川 了滋
裁判官 今井 功
裁判官 古田 佑紀
裁判官 竹内 行夫